

議案第9号

芽室町町税等の滞納に対する特別措置に関する条例中一部改正の件

芽室町町税等の滞納に対する特別措置に関する条例を次のとおり一部改正しようとするものであります。

令和元年6月3日提出

芽室町長 手 島 旭

芽室町町税等の滞納に対する特別措置に関する条例の一部を改正する条例

芽室町町税等の滞納に対する特別措置に関する条例（平成18年条例第1号）の一部を次のように改正する。

別表第1項中第28号を削り、第29号を第28号とし、第30号から第33号までを1号ずつ繰り上げる。

別表第2項中第3号を削り、同項第4号を第3号とし、第5号を第4号とし、第6号を第5号とし、第7号中「乳幼児等医療費」を「子ども医療費」に改め、同号を第6号とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、平成31年4月1日から適用する。

説 明

行政サービス等特別措置事業の廃止及び名称変更により、本条例を改正しようとするものであります。

芽室町町税等の滞納に対する特別措置に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正案	現 行
<p>別表（第2条関係）</p> <p>1 滞納者に対する行政サービス等特別措置対象項目 (1)～(27) ー略ー <u>(28)</u> 総合情報誌「すまいる」有料広告掲載に関するこ と。 <u>(29)</u> 公式ホームページバナー広告掲載に関するこ と。 <u>(30)</u> 子育て世帯新生活応援奨励に関するこ と。 <u>(31)</u> 中古住宅購入世帯新生活応援奨励に関するこ と。 <u>(32)</u> 子育て世帯親子近居等奨励に関するこ と。</p> <p>2 特定滞納者に対する行政サービス等特別措置対象項目 (1)と(2) ー略ー <u>(3)</u> 各種検診料（特定健診を除く。）の助成に関する こと。 <u>(4)</u> 妊婦健診診療費助成に関するこ と。 <u>(5)</u> 重度心身障害者及びひとり親家庭等医療費助成に 関すること。 <u>(6)</u> 子ども医療費の助成に関するこ と。</p>	<p>別表（第2条関係）</p> <p>1 滞納者に対する行政サービス等特別措置対象項目 (1)～(27) ー略ー <u>(28)</u> 畜産農家施設等周辺環境総合整備事業に関するこ と。 <u>(29)</u> 総合情報誌「すまいる」有料広告掲載に関するこ と。 <u>(30)</u> 公式ホームページバナー広告掲載に関するこ と。 <u>(31)</u> 子育て世帯新生活応援奨励に関するこ と。 <u>(32)</u> 中古住宅購入世帯新生活応援奨励に関するこ と。 <u>(33)</u> 子育て世帯親子近居等奨励に関するこ と。</p> <p>2 特定滞納者に対する行政サービス等特別措置対象項目 (1)と(2) ー略ー <u>(3)</u> 障害者住宅改造アドバイス・助成事業に関するこ と。 <u>(4)</u> 各種検診料（特定健診を除く。）の助成に関する こと。 <u>(5)</u> 妊婦健診診療費助成に関するこ と。 <u>(6)</u> 重度心身障害者及びひとり親家庭等医療費助成に</p>

改正案	現 行
<p style="text-align: center;"><u>附 則</u></p> <p><u>この条例は、公布の日から施行し、平成31年4月1日</u> <u>から適用する。</u></p>	<p>関すること。</p> <p>(7) <u>乳幼児等医療費</u>の助成に関すること。</p>